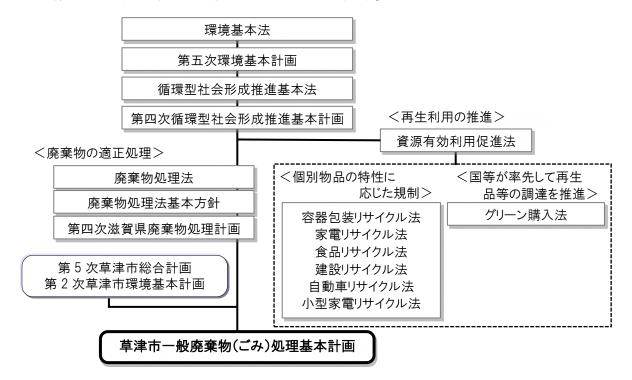
ごみ処理の現状

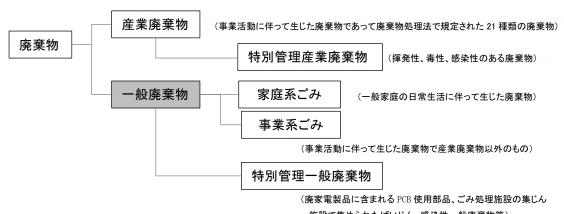
1. 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137 号)に基づいて、市町村における一般廃棄物の減量化や資源化、適正な処理に関する目標や 施策等の基本的事項を定め、取組みを推進するための計画です。

一般廃棄物処理基本計画の策定にあたっては、廃棄物の適正処理やリサイクルについて定 めた国や県の計画等を踏まえつつ、市の上位計画である総合計画や環境基本計画、廃棄物関 連の法律に基づく計画等との整合性を図ることが必要です。



廃棄物には、大きく分けて「一般廃棄物」と「産業廃棄物」があります。「産業廃棄物」は、 事業活動に伴い発生した廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める 21 種類 となります。産業廃棄物以外の廃棄物が「一般廃棄物」となります。一般廃棄物には、家庭 から生じた廃棄物である「家庭系ごみ」と事業活動に伴って生じた「事業系ごみ」がありま す。「一般廃棄物」の処理責任は自治体にあり、「産業廃棄物」の処理責任は事業者自身にあ ることが原則です。



2. 現計画における数値目標の達成状況について

現計画では、国や県が定める一般廃棄物の減量等に関する数値目標等を踏まえ、ごみの発 生抑制・減量化・資源化施策を効果的に推進することを目的に、ごみの減量化等の数値目標 を設定しています。

数値目標は以下3つの数値目標を定めており、基準年度を平成20(2008)年度とし、最終 目標年度を令和3(2021)年度としています。

数値目標①:1人1日当たりに換算した家庭系ごみ排出量

「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)」を平成20年度比で約20%削減します。

基準年度である平成 20 (2008) 年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く) 実績が 536g/人・日でありましたが、最終目標年度である平成 33 年度(令和3年度: 2021年 度) までに約 20%削減して、430g/人・日(106g 削減) とします。

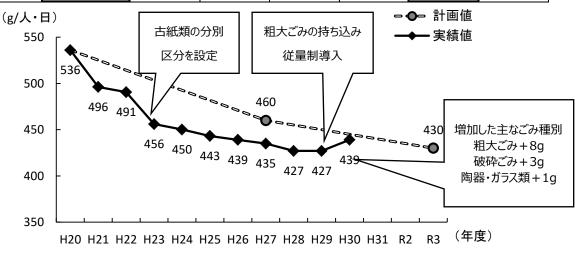
現在の家庭系ごみの排出量は、順調に減少しており平成21(2009)年度以降、計画値を下 回る削減効果を示しています。しかし、平成 30 (2018) 年度は、439g/人・日と前年度実績 から12 g/人・日の増加に転じています。

平成 22 (2010) 年度の 491 g/人・日から平成 23 (2011) 年度が 456 g/人・日と減少した 要因は、平成23(2011)年度に古紙類の分別区分を設定したことが要因の一つと考えられま す。また、平成30(2018)年度から家庭系ごみの増加要因は、クリーンセンターへ直接搬入 される粗大ごみの処分手数料について、従来の点数制(品目別の料金)から従量制(重さに <u>応じた料金)に変更した結果、搬入しやすくなったことで</u>、粗大ごみが増加したことが要因 の一つと考えられます。その他の増加要因には破砕ごみ、陶器・ガラス類が挙げられます。

表 1 家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)の推移

単位: g/从 ⋅ 日

						-	<u> </u> 立・g/ 八 ・ 口
	平成20	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和3
	(2008) 年度	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2021)
	(基準年度)	年度	年度	年度	年度	年度	年度
計画値	536	_	460	_	_	_	430
【減量率(%)】	_	_	14.2%	_	_	_	19.8%
実績値	536	439	435	427	427	439	_
【減量率(%)】	_	18.1%	18.8%	20.3%	20.3%	18.1%	-



家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)の推移 図 1

数値目標②:1人1日当たりに換算した事業系ごみ排出量

「1人1日当たりに換算した事業系ごみ排出量」を平成20年度比で約20%削減します。

基準年度である平成 20 (2008) 年度の 1 人 1 日当たりに換算した事業系ごみ排出量実績は 356g/人・日でありましたが、最終目標年度である平成 33 年度(令和 3 年度:2021 年度)までに約 20%削減して、285g/人・日(71g 削減)とします。

現状として、<u>事業系ごみの排出量は減少傾向にあります。平成30(2018)年度は、283g/人・日と最終目標年度である平成33年度(令和3年度:2021年度)の目標値285g/人・日を</u>達成しています。しかしながら、過去2年はわずかに増加傾向にあります。

平成 25 (2013) 年度の 311 g/人・日から平成 28 (2016) 年度が 278 g/人・日へ減少した要因は、平成 25 (2013) 年度に事業者に対して、「廃棄物の適正処理ガイドブック」を作成・配付するとともに、事業系廃棄物減量推進員(市職員)の事業所への直接訪問による適正なごみの排出についての指導やアドバイスなどの効果と考えられます。

表2 事業系ごみ排出量の推移

単位:g/人・日

	平成20	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和3
	(2008) 年度	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2021)
	(基準年度)	年度	年度	年度	年度	年度	年度
計画值	356	1	320	_	_	-	285
【減量率(%)】	_	_	10.1%	_	_	_	19.9%
実績値	356	296	283	278	281	283	_
【減量率(%)】	_	16.9%	20.5%	21.9%	21.1%	20.5%	<u> </u>

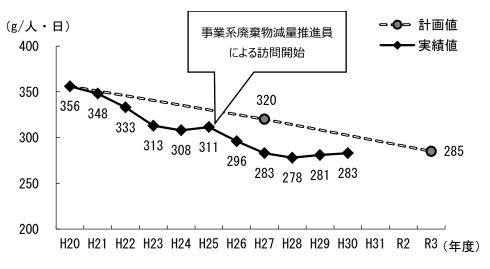


図2 事業系ごみ排出量の推移

数値目標③:リサイクル率

「リサイクル率」を平成20年度の15.5%から24%に引き上げます。

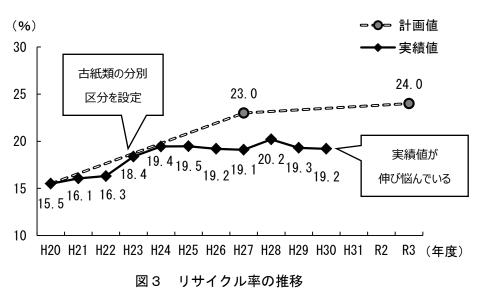
基準年度である平成 20 (2008) 年度のリサイクル率は 15.5%でありましたが、最終目標年度である平成 33 年度 (令和 3 年度: 2021 年度) までに約 24% (8.5 ポイント増加) に引き上げます。

資源化量を総ごみ発生量で除したリサイクル率は、平成24 (2012) 年度までは計画値に沿 う形で上昇していましたが、平成25 (2013) 年度以降は横ばいで、計画値を下回っています。 平成30 (2018) 年度のリサイクル率は、19.2%と目標年度の計画値24.0%を下回っています。

数値目標①が減少傾向を示し、その分資源化量が増加することにより、リサイクル率の上昇を見込んでいましたが、平成 24 (2012) 年度以降のリサイクル率は 19%~20%と伸び悩んでいます。この主な要因としては、家庭系ごみが資源物を含め排出抑制が進んだことや、資源化量として把握していないスーパー等事業者における古紙等の店舗回収が進んだことで、リサイクル率に含まれている町内会等団体が実施する集団回収量が減少したことなどが考えられます。

	平成20	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和3
ごみ排出量	(2008) 年度	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2022)
	(基準年度)	年度	年度	年度	年度	年度	年度
計画値	15.5%	_	23.0%	_			24.0%
実績値	15.5%	19.2%	19.1%	20.2%	19.3%	19.2%	_
総ごみ発生量 (t)	44,382	42,576	42,019	42,858	42,923	43,315	_
資源化量 (t)	6,881	8,175	8,027	8,674	8,288	8,301	_

表3 リサイクル率の推移



4

3. ごみ量の推移

(1) ごみ処理量

リサイクル率を引き上げるためには、資源化可能なごみ(以下「資源ごみ」という。)の割合を増加させることが重要ですが、平成26(2014)年度以降、減少傾向を示している資源ごみについては、次のような理由が考えられます。

1) プラスチック製容器類

汚れているプラスチックは、汚れを取り除けばプラスチック製容器類で出せますが、 焼却ごみ類に排出されているということが考えられます。

2) 飲・食料用ガラスびん類 飲料や調味料など、容器のペットボトル化が進んできています。

3) 蛍光管

LEDの普及による減少。(※LEDは破砕ごみ類です。)

- 4) 古紙類および資源回収量
 - ・書籍の電子化やペーパーレス化の推進、新聞の購読数の減少等のため、紙の発生量 自体が減少しています。
 - ・スーパーなどの店舗における古紙等の事業者回収が進んでいます。
 - ・分別されずに焼却ごみ類に排出されている可能性もあります。

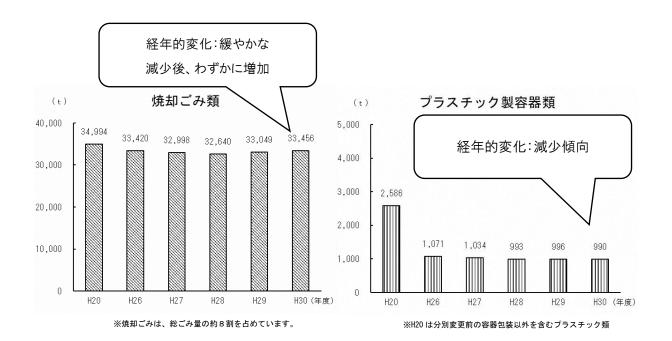
表 4 ごみ処理量(ごみ種別)の推移

単位:t

	平成20	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
年度	(2008)年度	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
(※:資源ごみ)	(基準年度)	年度	年度	年度	年度	年度
焼却ごみ類	34,994	33,420	32,998	32,640	33,049	33,456
家庭系	19,519	19,556	19,533	19,332	19,475	19,623
事業系	15,475	13,864	13,465	13,308	13,574	13,833
プラスチック製容器類※	2,586	1,071	1,034	993	996	990
ペットボトル類 ※	281	270	267	272	272	293
空き缶類 ※	458	229	229	227	224	231
飲・食料用ガラスびん類 ※	864	837	830	799	777	713
破砕ごみ類(小型破砕)	178	447	539	495	532	683
陶器・ガラス類(不燃物)	694	268	284	267	271	321
乾電池 ※	11	22	22	21	22	24
蛍光管 ※	12	12	11	10	10	10
粗大ごみ	323	343	352	362	396	791
古紙類 ※	_	1,291	1,307	1,256	1,153	1,116
町内会等が実施した資源回収量 ※	3,981	4,366	4,146	3,774	3,593	3,401
승計	44,382	42,576	42,019	41,116	41,295	42,029

(出典:草津市のごみ状況)

市では、焼却ごみピット内の組成調査を月3回実施しており、その中に紙や布が多く含まれていることが分かっています。<u>排出時において、資源ごみが焼却ごみ類の中にどの程度含まれているか</u>、適正に排出されているか、より詳細な分別状況の把握が必要です。



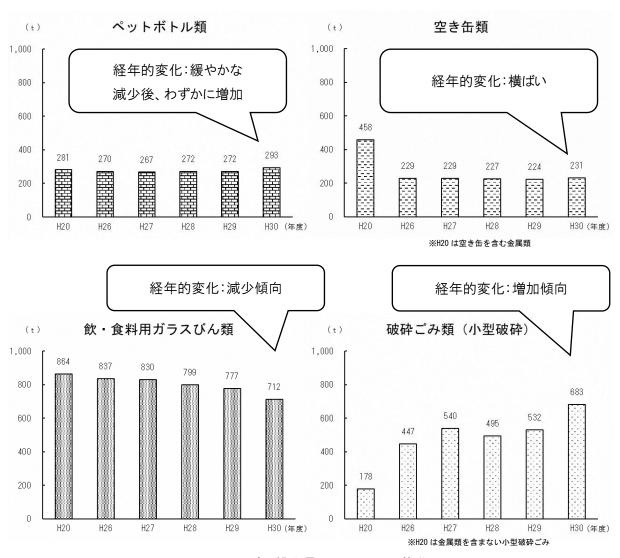
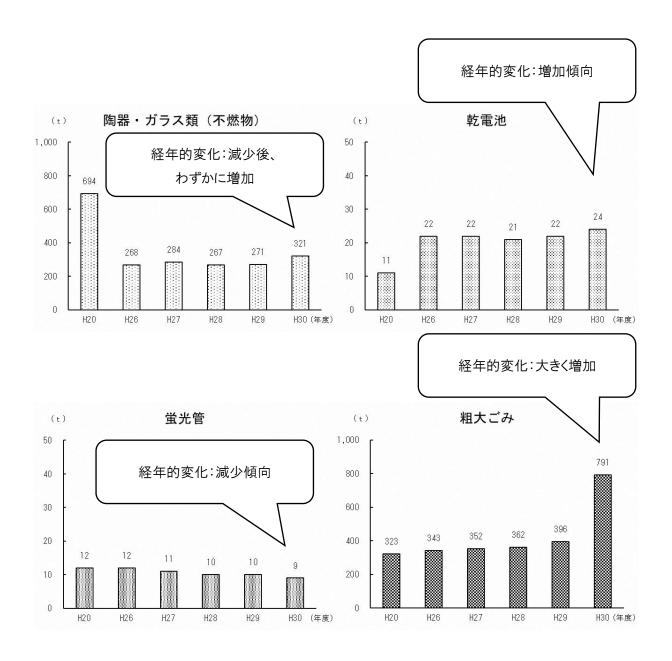


図4 ごみ排出量(項目別)の推移



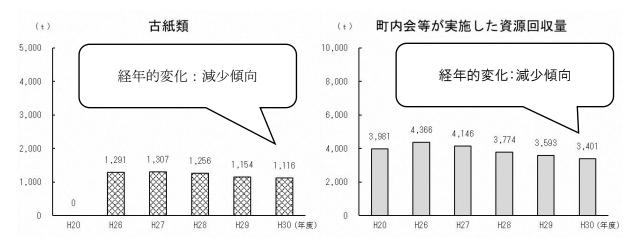


図4 ごみ排出量(項目別)の推移

(2) 資源化量

資源化量の内訳の経年変化は以下のとおりです。

表5 資源化量の内訳

単位: t

左莊								平成30	+12.
年度		平成20	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	(2018)	
		(2008)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)		差
H25∼H29	H30		, ,	, ,	,	, ,	, ,	年度	1 - 2
		年度	年度	年度	年度	年度	年度①	ごみ処理量	
△ □		660	400	F00	F17	F10	C10	(表4)②	
金属	. (-11)	669	486	530	517	518	610		
スチール	スチール(破砕)		147	135	131	130	59		
アルミ	アルミ(破砕)		79	84	87	91	6		
くず鉄	1		153	181	175	180	304		
粗大くず	一	_	96	117	111	103			
電線・モーター	電線のなどを	_	11	13	13	14	8 233	231	2
 びん類	空き缶類	794	768	807	758	743	608	713	<u>2</u> ▲ 105
無色		794	395	412	387	380	299	/13	A 105
			230	236	221	212	182		
その他		_	143	159	150	151	127		
プラスチック製容器類		1,128	959	947	904	891	928	990	▲ 62
ペットボトル		283	256	250	255	247	245	293	<u> </u>
破砕不燃物 硬質プラスチック	_		12					233	— +0
乾電池		14	22	25	22	21	27	24	3
蛍光管		12	9	10	9	9	9	10	1
古紙類		_	1,297	1,312	1,260	1,157	1,116	1,116	0
新聞・広告			505	495	455	391	357	357	0
雑誌・雑紙		_	451	457	431	398	389	389	0
段ボール		_	341	360	374	368	370	370	0
小型家電		_	_	_	_	_	119		
	制度対象品目	_	_	_	_	_	111		
	特定対象品目	_	_	_	_	_	8		
家具リサイクル		_	_	_	_	_	1		
刈草(市内で堆肥化した						74	_		
市外での資源化量		(1,150)	(1,129)	1,175		1,163			
資源回収量(集団回収)		3,981	4,366	-	3,774	3,593	3,401		
合計		6,881	8,175	8,027	8,674	8,288	8,301		

表4の処理量のうち、資源化できた量を示すものであり、ごみ種によって差が生じている ものについては、<u>資源化できなかったもの(分別が誤っていたものや、排出状況が悪かった</u> もの)が含まれていると考えられ、さらなる分別啓発に取組む必要があります。

また、今後のリサイクル率向上に向け、<u>資源ごみの排出割合や分別状況の把握と、ごみに</u>関する市民<u>意識や行動の把握が必要です</u>。

(事業系)

(3)国・県との比較

本市における平成 30 (2018) 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量(集団回収含む)は、861 g /人・日と基準年度(平成 20 (2008) 年度)1,021 g /人・日に比べ 160 g 減少しています。近年の推移は減少傾向でしたが、平成 30 (2018) 年度は増加しています。

これは、平成 29 年度の全国平均よりも少なく、滋賀県の平均値より多い状況です。平成 29 (2017) 年度まで徐々に低下し県平均に近づきつつありましたが、平成 30 (2018) 年度は 増加しており、さらなる減量化に取組む必要があります。

表6 1人1日当たりごみ排出量の推移(集団回	回収含む)
------------------------	-------

		平成20	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
	年度	(2008)年度	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)
		(基準年度)	年度	年度	年度	年度	年度
ご	み発生量(t)	44,382	42,576	42,019	41,116	41,295	42,029
	ごみ処理量 (t)	40,401	38,210	37,873	37,342	37,702	38,628
	市外へのごみ排出量 (t) ^{※1)}	_	(1,356)	(1,136)	(1,742)	(1,628)	1,286 ^{**2)}
	資源回収量 (t)	3,981	4,366	4,146	3,774	3,593	3,401
	人口(人)	119,123	128,603	130,048	131,258	132,588	133,667
	草津市(g/人・日)	1,021	907	883	858	853	861
	全国平均(g/人・日)	1,033	947	939	925	920	_
	滋賀県平均(g/人・日)	938	851	843	831	830	_

^{※1)}廃掃法第6条第3項に基づく市町村協議による市外への搬出分

※2)平成30(2018)年度から、ごみ発生量として加えることとしました。

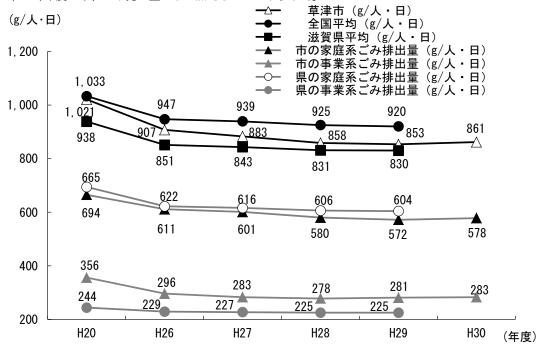


図5 1人1日当たりごみ排出量の推移(集団回収含む)

家庭系および事業系のそれぞれで比較しますと、平成29年度の家庭系ごみは、市572g/人・日(県平均より \blacktriangle 32g)、事業系ごみは、市281g/人・日(県平均より+56g)となっています。これは他市町と比べ、人口に対する事業所の数や規模が大きいことが理由と考えられ、家庭系ごみだけでなく、事業系ごみについても、さらなる減量化を進めていく必要があります。

(4) ごみ処理経費(1人当たり)

本市のごみ処理経費の経年変化は、基準年度(平成20年度)と比較して減少傾向が継続していましたが、平成28(2016)年度はわずかに増加し、平成29(2017)年度は一旦減少しましたが、平成30(2018)年度は再び増加に転じました。平成29(2017)年度の減少要因は翌年に新クリーンセンターが稼働することを見越して、施設整備等に係る経費、その他の経費を最低限に抑えたことが挙げられます。

なお、平成30年3月以降は新クリーンセンター供用開始に伴い、クリーンセンター運転管理等業務をグリーンパーク草津株式会社へ包括的に委託しています。

類似都市との比較では、平成 29 (2017) 年度における本市の1人当たり年間処理経費は8,204円となっており、類似都市の平均15,912円を下回っています。効率的な運営がなされているという評価も可能ですが、都市ごとで施設規模や分別区分や実情が異なるため、その要因の特定はできません。全国と滋賀県との比較でも本市の処理経費は同様に下回っていました。

今後も安定的かつ効率的なごみ処理事業に努める必要があります。

表7 ごみ処理経費の推移(1人当たり)

単位:円

	平成20	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
年度	(2008)年度	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2017)
	(基準年度)	年度	年度	年度	年度	年度
ごみ処理費用	1,378,002,185	1,172,310,467	1,205,351,921	1,246,264,204	1,087,695,768	1,275,068,078
1人当たり処理経費(市)	11,568	9,116	9,269	9,495	8,204	9,539
類似都市平均**1	11,146	12,448	12,758	13,404	15,912	_
1人当たり処理経費(全国)※2	14,200	15,200	15,200	15,300	15,500	_
1人当たり処理経費(県)**2	12,100	15,400	16,100	15,100	18,700	_

(※1:環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」一部組合等を除く)

(※2:環境省「一般廃棄物処理実態調査」)

類型都市の概要 [人口区分:10万人以上~15万人未満、産業構造:3(Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%以上、Ⅲ次人口比65%以上)]

類似都市:埼玉県三郷市、大阪府箕面市等

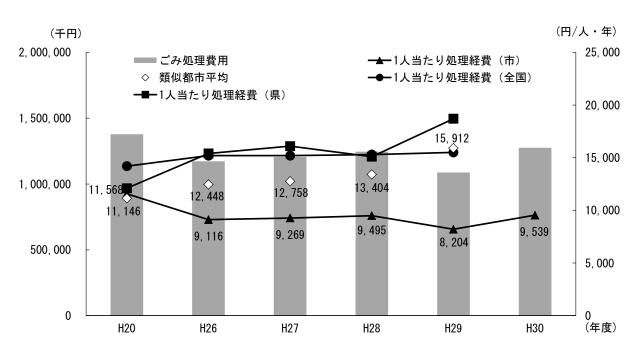


図6 ごみ処理経費の推移(1人当たり)

(5) ごみ処理経費(1t 当たり)

本市の1t当たりのごみ処理経費の経年変化は、大きな上下はみられず基準年度(平成20年度)と比較して平成30年度は減少しています。平成29(2017)年度で減少していますが、その要因は、1人当たりのごみ処理経費(P10)同様、新クリーンセンターが稼働することを見越して、施設整備等に係る経費、その他の経費を最低限に抑えたことが挙げられます。

類似都市との比較では、平成 29 (2017) 年度における本市の1 t 当たり年間処理経費は 28,850円となっており、類似都市の平均48,714円を下回っています。

今後もごみの減量化・資源化を進めることで、ごみ処理事業に関する経費削減を継続する 必要があります。

表8 ごみ処理経費の推移(1t当たり)

単位:円

	平成20	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
年度	(2008)年度	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2017)
	(基準年度)	年度	年度	年度	年度	年度
ごみ処理費用	1,378,002,185	1,172,310,467	1,205,351,921	1,246,264,204	1,087,695,768	1,275,068,078
1t当たり処理経費 (市)	34,108	30,681	31,826	33,374	28,850	33,009
類似都市平均※1	41,121	37,555	38,982	40,900	48,714	_
1t当たり処理経費(全国) ^{※2}	40,200	46,500	46,900	47,900	48,500	_
1t当たり処理経費(県) ^{※2}	37,600	52,400	54,800	52,300	64,700	_

(※1:環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」一部組合等を除く)

(※2:環境省「一般廃棄物処理実態調査」)

類型都市の概要 [人口区分:10万人以上~<math>15万人未満、産業構造:<math>3(\parallel 次・ \parallel 次人口比 $95\%以上、<math>\parallel$ 次人口比65%以上)]

類似都市:埼玉県三郷市、大阪府箕面市等

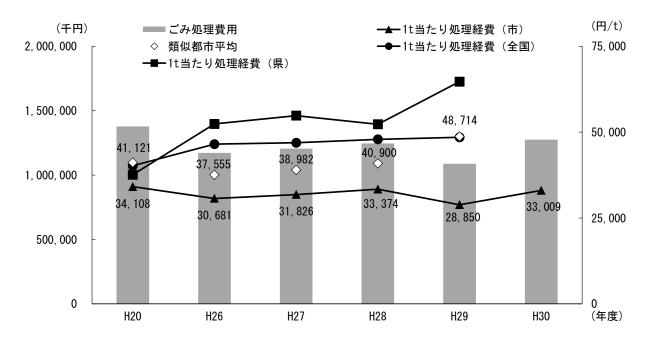


図7 ごみ処理経費の推移(1t当たり)

4. ごみに関する最近の国際情勢と国内の潮流

(1) 国際情勢

①プラスチック問題

<海洋プラスチック>

近年、海洋ごみ、特にプラスチックごみが世界的課題として議論されており、カナダおよびヨーロッパの各国では、「2030年までに100%のプラスチックを、リユース、リサイクル又は回収可能にする」、「2030年までにプラスチック包装の最低55%をリサイクル又は再使用する」等の目標を掲げた『海洋プラスチック憲章』が承認されています。

<脱プラスチック>

廃プラスチック先進国の欧州では、使用量の削減やバイオプラスチックの導入が進んでおり、温室効果ガス(CO2)を排出する燃やすリサイクル(サーマルリサイクル)を重視する日本は、国際的には廃プラ後進国という評価となっています。

中国では、日本から廃プラスチックや古紙などの資源ごみを輸入し、製品の原料として再利用していましたが、資源化できないものや異物、有害物の混入があり、それらの野焼きや不法投棄等の環境問題が生じたため、輸入廃棄物(生活由来の廃プラスチックや未分別の紙くずや繊維くず)の制限を開始し、平成30(2018)年1月から資源ごみを輸入禁止としました。

②食品ロスへの取組み

食品ロスについては、EUをはじめ、イギリスやフランス、アメリカ等において一人当たり食品廃棄物量の削減率等について目標が定められており、国際連合で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(平成 27 (2015) 年 9 月)においても、「持続可能な開発目標」(SDGs: Sustainable Development Goals)のターゲットの1つとして、『2030 年までに世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる』ことが掲げられています。

③温室効果ガス(CO2)削減への取組み

温室効果ガス (CO2) は、上記に示した SDGs では、「ゴール 13 (気候変動)」気候変動 およびその影響を軽減するための緊急対策を講じることを目指しており、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 5 次評価報告書によると、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、観測された温暖化は人間活動による影響が支配的な要因である可能性が極めて高い (95%以上) と結論付けています。科学的知見を踏まえ、パリ協定に基づいて各国が気候変動に対処するための取組みが進められています。

ごみ処理事業は環境への負荷が大きく、特にごみ焼却時の CO2 は、温暖化に影響を及ぼすものであることから、ごみの排出抑制に努めつつ、環境負荷の低減に向けた取組みが必要です。

(2) 国内の潮流

①2 Rに向けた取組みの強化

平成30 (2018) 年に閣議決定された「第4次循環型社会形成推進基本計画」では、環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上を掲げ、"持続可能な社会づくりとの統合的取組"、"地域循環共生圏による地域の活性化"、"ライフサイクル全体での徹底的な資源循環"をはじめとする7つの方向性を示し、数値目標を設定するとともに、各主体の連携や期待される役割を記載しています。

この中で<u>"ライフサイクル全体での徹底的な資源循環"を目指すためには、ごみの減量とリサイクルの推進に向け、分別やリサイクルの継続と2R(発生抑制:リデュース、</u>再使用:リユース)を意識した取組みが必要です。

今後も、ごみの減量やリサイクル率の向上をさらに進める必要がありますが、リサイクルについては、その過程で多くのエネルギーや費用を要し、温室効果ガスを排出します。環境負荷を低減する観点からも『できる限りごみとなるものを減らし、そのまま使用できるものは再使用し、どうしても廃棄するものはできる限りリサイクルする』ため、取組みの順序としては、まずは2Rに重点を置き、取組むべきと考えられています。

②廃プラスチックの処理

令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」は、廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染といった世界的な課題や、世界で2番目に多い1人当たりの容器包装廃棄量等を背景に、『2030年までにワンウェイ(使い捨て)プラスチックの25%排出抑制(目標:2030年)』、『容器包装の6割をリユース・リサイクル(目標:2030年)』といった目標を掲げています。また、使用済みプラスチックは、より分かりやすく効果的に分別回収し、リサイクルすることとなっています。

なお、平成 29 (2017) 年末の中国や東南アジア諸国の廃棄物輸入禁止措置以降、国内の廃プラスチック処理量及び貯留量は増加しており、国内の廃棄物処理施設は逼迫している状況です。事業所から排出される廃プラスチック類は産業廃棄物に該当しますが、適正処理の徹底に向けた排出事業者への指導強化や、緊急措置として、当面の間は一般廃棄物処理施設で受入れ、処理することも検討するよう要請されています。

③食品廃棄物(食品ロス)の削減

国内では、SDG s を踏まえ、「第4次循環型社会形成推進基本計画」(平成30(2018)年6月)に家庭系食品ロスの削減目標を『2030年までに半減(2000年度比)』することが明記されています。なお、事業系食品ロスの削減目標については、食品リサイクル法の基本方針「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」で設定することとなっており、現在基本方針の見直しが進められています。

また、令和元(2019)年5月24日には、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様 な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、「食品ロスの削減の推 進に関する法律(食品ロス削減推進法)」が成立し、同年10月1日に施行されました。

④災害廃棄物への対応

大規模災害時に発生する多様で膨大な量の災害廃棄物に対して国は、東日本大震災で得られた経験や知見を踏まえ、平成26(2014)年に「災害廃棄物対策指針」を策定しました。さらに近年の関東・東北豪雨災害や熊本地震等の災害が発生し、多くの教訓が蓄積され、これらの災害の教訓を元に災害廃棄物対策を更に推進するため、平成30(2018)年3月に「災害廃棄物対策指針」が改訂されました。

本市では、「災害廃棄物対策指針」を踏まえるとともに、平成29(2017)年度に策定された「滋賀県災害廃棄物処理計画」と整合を図り、草津市地域防災計画を補完する位置づけとして、「草津市災害廃棄物処理計画」を平成31(2019)年3月に策定しました。

⑤高齢化社会への対応

国では今後、さらに高齢化が進み、2030 年には 75 歳以上の高齢者が約 19.5% (2018 年実績 14.2%) になると予測されています。

高齢化社会への対応として、ごみ出し支援事業(集合住宅に居住し、ごみ出しが困難な世帯のごみ出しを支援する事業)を実施している自治体があり、ごみ出しの支援とともに安否確認を行っています。

また、医療技術の進歩に伴い在宅医療や在宅介護が増え、注射針等のように先端が鋭利なものや非鋭利なもの(ビニールバッグやチューブ・カテーテル類、ガーゼ、ガラス製容器など)の在宅医療廃棄物が増加することが予想されます。感染性の危険が高い医療廃棄物は、医療機関での回収を求めるなど、医師会や薬剤師会、医療機器・製薬業界といった関係機関が情報を共有し、連携する必要があります。

5. ごみに関する市民の声

(1) 市民から寄せられている意見(過去5年間の「市民の声」「市長への手紙」より)

〈ごみ袋の規格や材質等に関する意見〉

- ・指定ごみ袋のサイズを複数にしてほしい 6件
- ・指定ごみ袋の無料分が少なすぎる(購入する場合の金額が高すぎる) 6件
- ・ごみ袋が破れやすい 2件
- ・指定ごみ袋を透明であればどのようなものでも使用できるようにしてほしい 2件
- ・陶器・ガラス類や破砕ごみ類の指定ごみ袋を作ってほしい 1件
- ・指定ごみ袋を他の袋と交換できるようにしてほしい 1件

〈指定ごみ袋引換券制度に関する意見〉

- ・指定ごみ袋引換券制度が分かり辛い 2件
- ・指定ごみ袋引換券の配付を郵送にしてほしい 2件
- ・指定ごみ袋引換券の配付をまちづくりセンターで行ってほしい 2件(同一人物)
- ・指定ごみ袋や引換券の転売対策を講じてほしい 1件

〈収集運搬に関する意見〉

- ・蛍光管、乾電池を集積所で収集してほしい 3件
- ・プラスチックの収集日を増やしてほしい 3件
- ・段ボールの収集日を増やしてほしい 1件
- ・雑誌・雑紙の収集日を増やしてほしい 1件

〈減量化施策に関する意見〉

・町内会同士でごみの削減量を競わせるのはどうかという意見 3件(同一人物) 〈その他の意見〉

- ・集積所の利用と町内会加入に関する意見 4件
- ・野焼きの指導をしてほしい 1件
- ・職員の接遇の改善を求める意見 3件

(2) 事業者から寄せられている意見(事業所指導専任職員から聴き取り)

- ・産業廃棄物、一般廃棄物(事業系・家庭系)が区別できず分別が困難である
- ・クリーンセンターへ搬入可能なごみ種や搬入方法を教えてほしい
- ・知らずにごみ集積所や拠点回収場所に排出してしまっていた
- クリーンセンターへ廃プラスチックを持ち込めるようにしてほしい
- ・紙ごみを再資源化できる業者を紹介してほしい
- ・産業廃棄物の委託先を教えてほしい
- ・生ごみの再資源化の方法を教えてほしい

(3) 市民活動団体の意見(「ごみ問題を考える草津市民会議」)

- ・もっと減量化・資源化に取組むべきである
- ・段ボールコンポストなど、身近にできる生ごみの堆肥化を進めていきたい
- ・昔に比べて少なくなったが、依然として不法投棄やポイ捨てがある

以上のような意見も踏まえつつ、<u>今後の施策展開を見据え、様々な意見を聴取する必要が</u>あります。

6. まとめ

≪1≫ 目標達成状況のまとめ

数値目標①:1人1日当たりに換算した家庭系ごみ排出量(2ページ参照)・・・△

家庭系ごみの排出量は、平成29年度まで順調に減少しており、目標達成の見込みでしたが、 平成30年度は増加に転じ、目標値(430g/人・日)を上回っている状況です。

数値目標②:1人1日当たりに換算した事業系ごみ排出量(3ページ参照)・・・〇

事業系ごみの排出量は平成 28 年度まで減少傾向で推移し、<u>目標値(285g/人・日)を達成</u>している状況です。ただし、平成 29 年度以降は増加傾向に転じています。

数値目標③:リサイクル率(4ページ参照)・・・×

平成 25 年度以降は横ばいで推移し伸び悩んでいます。現状のままでは、<u>目標値(24%)の</u> 達成は非常に困難な状況です。

≪2≫ ごみ量の推移を踏まえた課題

(1) ごみ処理量 (5ページ参照)

・資源ごみが減少傾向にあります。排出時において、資源化可能なごみが焼却ごみ類の中に どの程度含まれているか、適正に排出されているか、より詳細な分別状況の把握と、ごみ に関する市民意識や行動の把握が必要です。

(2) 資源化量(8ページ参照)

- ・資源ごみの中に、資源化できなかったもの(分別が誤っていたものや、排出状況が悪かったもの)が一部含まれており、さらなる分別啓発に取組む必要があります。
- ・今後のリサイクル率向上に向け、<u>資源ごみの排出割合や分別状況の把握と、ごみに関する</u> 市民意識や行動の把握が必要です。

(3) 国・県との比較(9ページ参照)

- ・全国平均よりも少なく、滋賀県の平均値より多い状況です。徐々に県平均に近づきつつありましたが、平成30年度は増加しており、さらなる減量化に取組む必要があります。
- ・家庭系および事業系のそれぞれで比較しますと、事業系ごみ量が県平均を上回っており、 事業系ごみについても、さらなる減量化を進めていく必要があります。

(4) ごみ処理経費(10,11ページ参照)

・本市の1人当たりおよび1t当たり年間処理経費は、類似団体平均を下回っています。<u>今</u>後も安定的かつ効率的なごみ処理事業に努める必要があります。

≪3≫ 国内外の潮流を踏まえた課題(12~14ページ参照)

①プラスチック問題

- ・ごみ処理事業は環境への負荷が大きく、特に温室効果ガス (CO2) を排出する燃やすりサイクル (サーマルリサイクル) は、温暖化に影響を及ぼすため、国際的には廃プラ後進国という評価につながっており、今後ごみの排出抑制に努めつつ、環境負荷の低減に向けた取組みが必要です。
- ・使用済みプラスチックは、より分かりやすく効果的に分別回収し、リサイクルを推進する 必要があります。(「国 プラスチック資源循環戦略」)

②食品ロス

・「持続可能な開発目標」(SDGs)のターゲットの1つとして、『2030年までに世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる』ことが掲げられ、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する必要があります。(「食品ロスの削減の推進に関する法律」)

3<u>2 R</u>

資源循環を目指すためには、ごみの減量とリサイクルの推進に向け、分別やリサイクルの 継続と2R(発生抑制:リデュース、再使用:リユース)を意識した取組みが必要です。

≪4≫ ごみに関する市民の声(14ページ参照)

今後の施策展開を見据え、様々な意見を聴取する必要があります。

⇒ 現状の課題把握とその解決につなげるため、調査を行います。